

まったなしの気候危機対策

プラスチック資源回収で 温暖化防止を

2024年度、板橋区は、容器包装・製品プラスチックを週一回回収し、資源化することを発表しました。温室効果ガスの排出が削減されることが期待できます。

しかし、区がこれまでプラスチックを可燃ごみとして焼却してきた方針を改めたことの説明はありません。プラスチックの資源回収について、「分別の方法がよくわからない」「ゴミ集積所に分別のスペースが確保できない」などの声が寄せられています。実施にむけて、区は12月にお知らせのパンフレットを全戸配布しましたが、十分な周知と、区民が利用しやすい施策にすることが求められます。

板橋発の先進的な取組を

グテーレス国連事務総長は7月の猛暑をうけて、地球温暖化の時代から地球沸騰化の時代が到来したと述べ、G20の指導者に対して気候危機対策の強化を促しました。ヨーロッパの各国は石炭火力発

電からの撤退を進めています。発電所の新設を計画するなど、世界の取組の足を引っ張っているのが日本です。

国の動向を注視して後追いするのではなく、自治体が率先して先進的な取組を進めることができます。区は2025年度までに、温室効果ガスの排出を2013年度比で30%削減する計画目標を掲げていますが、2050年ゼロカーボンという長期目標を達成させるために、さらに高い計画目標を掲げ、取組を加速させていく必要があります。

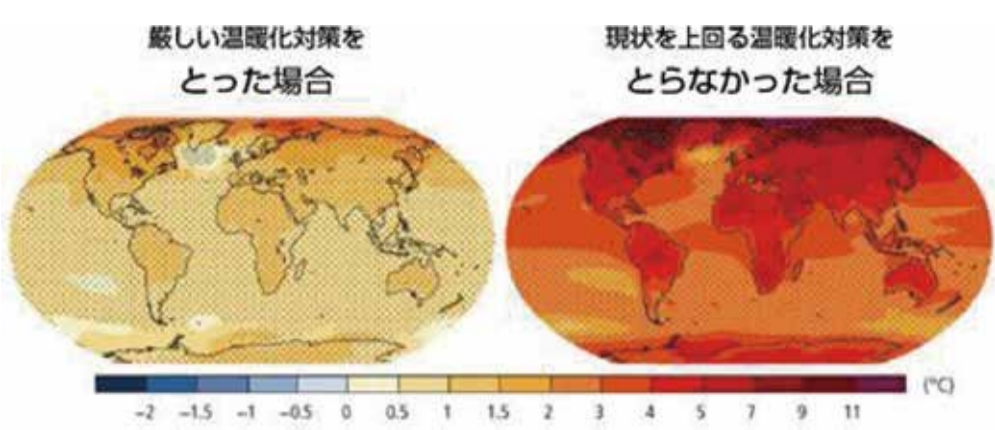
目標達成に向けたロードマップを示し、部署ごとの取組ではなく、全庁で横断して進める取組が必要です。気候危機対策を進めるために、予算の拡充を求めています。



戦争は最大の環境破壊。



気候変動により環境が変わったため、都内でも熊が出没するようになりました。



1986-2005年平均と2081-2100年平均との気温の変化の比較（環境省及びIPCC第5次評価報告書）

重要土地等利用規制法の区域指定で、板橋も対象地域に

9月11日に、政府は「重要土地等利用規制法」に基づく「注視区域」候補地として、新たに自衛隊の練馬駐屯地と十条駐屯地をあげました。2つの施設の周囲1km以内の地域が監視対象となり、区域内の土地・建物の調査ができるようになり、「機能阻害行為」が認められると国が、中止を勧告・命令ができるとなっています。

練馬駐屯地から1km範囲には、徳丸3、4丁目、若木1丁目、上板橋2、3丁目、桜川3丁目、西台、赤塚、赤塚新町などが含まれます。十条駐屯地から1km範囲内には、加賀1、2丁目、板橋1、3、4丁目、稻荷台などが含まれます。

住民のプライバシー、基本的人権にかかわる重大問題です。地元自治体と「ていねいに意見交換する」と国会で答弁が行われています。区は、「意見照会」の文書に「10月2日回答した」とのことです。

区として意見は付けていないと言いますが、広く区民に説明し意見を聴取すべきです。



101億円の黒字決算。区のため込み基金1144億円に

9月21日開会の第3回定例区議会、10月24日の最終本会議において、2022年度決算を、共産党を除く賛成多数で認定し、閉会しました。

暮らしの支援は後回し

2022年度の区一般会計決算では101億5300万円の大幅な黒字となり、国保・介護・後期高齢・東上線立体化の四特別会計も黒字です。

区は、2022年度も経済状況が見通せないとし、財政が厳しいことを前提に予算編成を行いました。区の貯金である基金を51億円取り崩したものの、その額をはるかに上回る226億円を新たに積み立て、基金の総額は、前年より175億円も増え、過去最高の1144億円という異常な結果です。

その背景には、コロナ禍での一部事業の中止や縮小もありますが、それ以上に想定を上回る税収があったことが大きな要因です。一方、区民生活は、長く引くコロナ禍と物価高の追い打ちで、疲弊していました。区は、年度当初にはすでに歳入状況が好転することはわかっており、区として積極的な支援を行うべきでした。

にも拘らず、コロナ・物価高対策として区が支出した額は41億円に過ぎず、対策全体の経費の約2割に留まっています。

大規模開発事業は聖域化

2020年度・2021年度から実施してきた緊急財政対策によって、老人クラブの清掃活動費や障害者団体の補助金までカットしてきましたが、こうした運用も全く必要ありませんでした。区民には財政が厳しいと強調しながら、基金への積み立てを優先し、区内4つの大規模な開発事業は聖域化する姿勢は問題です。

区議団は、今回の決算審査を通じて明らかにしてきた問題点を引き続き追求しながら区民生活や区内経済優先の区政への転換を求め、取り組んで参ります。

気軽にお電話ください

日本共産党の
生活・法律相談

日本共産党
板橋区議会議員団

板橋区板橋2-66-1
Tel 3579-2717
Fax 3579-2731



●荒川なお事務所
坂下事務所 坂下1-26-11-101
☎396018530
坂下、東坂下、舟渡、若木、西台、志村3丁目、相生町、連根1〜2丁目

●石川すみえ事務所
小茂根2-27-11
☎397412405
大谷口、大谷口北町、大谷口上町、小茂根、向原、東山町、東新町、桜川、幸町、大山西町

●いしい桐子事務所
高島平7-20-17-102
☎690410448
高島平1〜9丁目(2丁目除く)、新河岸、四葉、連根3丁目

●小林おとみ事務所
連沼町50-1
☎645419898
連沼町、大原町、泉町、清水町、本町、稻荷台、仲宿、小豆沢

●小柳しげる事務所
双葉町6-12-101
☎396119771
栄町、中板橋、双葉町、宮本町、南常盤台、仲町、弥生町、氷川町、富士見町、大和町、常盤台1丁目60〜68

●竹内愛事務所
高島平事務所 高島平7-20-17-102
☎599710788
徳丸事務所 徳丸2-28-2
☎592014130
高島平2丁目、徳丸

●山内えり事務所
大山東町59-6
☎396210188
板橋、大山町、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、加賀

※前野町、志村1〜2丁目、常盤台1丁目〜4丁目(常盤台1丁目60〜68除く)、中台、上板橋、赤塚、赤塚新町、成増、三園、大門にお住まいの方のご相談は、区議団控室へご連絡ください。